

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づき、令和5年6月22日付けで請求人に対して行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の身体障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを2級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

手帳の交付申請を2級で行ったが、3級にされてしまった。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和 6 年 3 月 4 日	諮問
令和 6 年 6 月 5 日	審議（第 89 回第 4 部会）
令和 6 年 7 月 11 日	審議（第 90 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 15 条 1 項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条 4 項は、知事は、同条 1 項の申請に基づく審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が「法別表に掲げるもの」に該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）を制定し、さらに当該規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準 8 条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙 2 参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法 15 条 1 項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。ただし、診断書に記載された医師の意見（法 15 条 3 項の意見）は、診断に当たった医師の意見であり、最終的には処分庁が診断書の記載内容全般を基に、客観的に判定を行うべきものである。

(3) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に係る部分を抜粋すると、次のとおりである。

級 別	肢 体 不 自 由
	下肢の機能障害
1 級	1 両下肢の機能を全廃したもの
2 級	1 両下肢の機能の著しい障害
3 級	3 一下肢の機能を全廃したもの

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙 2 のとおり規定している。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるもので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

2 本件処分についての検討

以下、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、検討する。

(1) 請求人の機能障害について

本件診断書によれば、請求人の「障害名」は「両下肢機能障害」、「原因となった疾病・外傷名」は「頸椎後縦靱帯骨化症」とされており（別紙 1・I・①及び②）、「参考となる経過・現症」及び「総合所見」として、4、5 年前に左下肢脱力に気付いた後次第に増悪し、1 年前には手すりを使用しても自力で階段昇降が困難となり、胸椎及び頸椎の術後は下肢筋力が改善したものの、歩行のためには短下肢装具を装着する必要があると診断されていること（同・④及び⑤）、両下肢全体にわたり運動障害があると診断されていることからすると（同・II・一・参考図示）、請求人の機能障害（本件障害）は、両下肢の機能障害と判断するのが相当である。

(2) 請求人の障害等級について

以下、本件障害の程度について検討する。

肢体不自由については、「機能の著しい障害」とは、関節可動域が概ね 30 度以下のものをいい、徒手筋力テストで 3 に相当するものをいうとされているところ（別紙 2・第 3・1・(3)）、請求人の股関節・膝関節の可動域のうち制限のあるものでも、右股関節の外転・内転が 50 度、外旋・内旋が 50 度、左股関節の外転・内転が 40 度、外旋・内旋が 50 度とされており（別紙 1・III）、徒手筋力テストにおいても、左右の股関節の筋力は 3 相当（右股関節の屈曲側は筋力 4、5 相当）、

右膝関節は４、５相当、左膝関節は３相当、左右足関節の底屈側は４、５相当、背屈側は３相当と診断されている（同）。

また、動作・活動の評価では、「寝返りをする」、「二階まで階段を上って降りる（手すり）」が半介助とあること、「足を投げ出して座る」、「いすに腰掛ける」、「家の中の移動（壁、つえ、装具）」が自立とあることから（同・Ⅱ・二）、一定程度の支持性・運動性があるものと認められる。

評価に当たっては、下肢全体の関節可動域、筋力テスト、動作・活動の自立度などから支持性・運動性を総合的に判断するとされているところ（別紙２・第３・２・(２)・ア）、請求人の両下肢の機能障害は、「両下肢の著しい障害」（２級）に至っていると判断するのは困難である。そして、等級表は両下肢の機能障害を１級及び２級と定めるが、東京都が定める等級表解説では、両下肢ともにほぼ同程度の障害があることを前提として、両下肢の機能障害３級、４級の認定も行うこととしているところ（同・３・(１)・ク）、請求人については、両下肢にほぼ同程度の障害があると認められ（上記(１)）、両下肢全体の機能障害で一下肢の機能全廃（３級）と同程度の場合として（同・３・(１)・ク）、両下肢の機能障害の３級と認定するのが相当である。

なお、処分庁からの照会に対して、本件医師も「下肢３級、総合等級３級」との回答をしている。

(３) 以上のとおり、本件障害の程度は、両下肢機能障害３級と認定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、手帳の交付申請を２級で行ったが３級となってしまったことを不服としている。

しかし、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級３級と認定することが相当であることは上記２のとおりである。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分を取り消すことはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解

釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙 1 及び別紙 2 （略）